

令和3年第3回北海道議会定例会 一般質問 開催状況 (環境生活部)

開催年月日 令和3年9月29日(水)
 質問者 共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 環境生活部長 森 隆司

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>七 産業廃棄物最終処分場について (一) 道の許可について 安平町に設置が予定されている産業廃棄物最終処分場について、2017年5月、安平町や自治会からの反対意見書が出されたにも関わらず、道は許可してしまいました。道はなぜ、事業者に対応を求めず、許可したのでしょうか。また、環境保全協定は締結されているのでしょうか。</p> <p>(二) 住民説明等について 8月24日には直接住民の方が道と面談、要望しましたが、今も、事業者からの事実と異なる説明や、不十分さが指摘をされており、設置反対が続いています。道は、事業者に対し、工事を強行することなく、説明を求める安平町と住民に対して、誠実な説明と協議、対応を求めるべきと考えるが、どう取り組むのでしょうか。</p>	<p>安平町の産業廃棄物最終処分場についてであります。本件の事業者からは、平成28年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく設置許可申請書が提出され、利害関係者の意見募集などの手続を進めていたところ、町や地元自治会から、河川や地下水への影響といった環境保全に係る意見等が提出されたところです。</p> <p>道では、これらの意見も確認した上で、審査を行い、周辺環境への配慮や、技術上の基準など法律の定める要件に合致していることから設置に当たっての配慮事項を付して許可したところです。</p> <p>また、審査に当たって設置した、専門家の方々で構成する「廃棄物処理施設検討会」では、法律が求める周辺環境への適正な配慮がなされていることを確認するとともに、事業者と町が環境保全協定を締結することが望ましい旨の意見をいただいたことから、道としては、事業者に対しその旨を伝えているが、これまでのところ、締結には至っていないものと承知しています。</p> <p>地域住民の理解促進についてであります。産業廃棄物の最終処分場は地域にとって迷惑施設と見なされることがあるものの、道民生活や経済活動を維持する上で、欠かすことができないインフラでもあることから、周辺の生活環境の保全を図っていくことはもとより、地域の理解を得た上で、施設の設置や事業が円滑に行われることが重要と考えています。</p> <p>このため、道としては、引き続き、事業者に対して安平町や地元住民の皆様への説明を尽くすなど、地域住民の皆様が安心してもらえるよう丁寧な対応に努めることを求めてまいります。</p>